

タクシー乗車券交付のご案内

寝屋川市では多胎児を育てるご家庭の外出の支援を行うため、年間2万円分のタクシー乗車券を交付しています。

このご案内は、本事業の対象となる可能性のあるご家庭に送付しています。

保護者の皆様におかれましては、本事業の対象であるかをご確認の上、下記のとおり申請してください。事業の詳細については、裏面や別紙QA等をご覧ください。

- 【対象者】 寝屋川市の住民基本台帳に記載されている方で、以下のいずれか(①～③)に該当し、多胎児の養育を行っているご家庭の保護者
- ① 令和6年4月1日時点で、令和2年4月1日以降に出生した多胎児を養育している方
 - ② 令和6年4月1日以降に出生した多胎児を養育している方
 - ③ 令和6年4月1日以降に寝屋川市に転入し、令和2年4月1日以降に出生した多胎児を養育している方

【申請方法】

- ① 右のQRコードを読み取り申請をお願いいたします。



※電子申請が難しい場合は、同封している申請書（ピンクの書類）に必要事項を記入し、裏面に本人確認書類を添付後、同封している返信用封筒で郵送又は子育て支援課窓口（市立保健福祉センター2階）に申請書を提出してください。

本人確認書類：運転免許証などの各種免許、健康保険証の写しなど

窓口での申請受付：9：00～17：30（土日祝日以外）

【申請期限】 令和7年3月31日(月) <当日消印有効>

※ 申請期限までに申請書の提出がない場合は、タクシー乗車券の交付ができませんので、ご注意ください。

令和6年2月1日～3月31日に出生又は転入された方の特例について

特例として、令和5年度分と令和6年度分の2年度分を申請することができます。ただし、特例による申請が可能な期間は令和6年4月1日～5月31日のみです。

特例対象者の申請方法

- ①令和6年3月31日までに令和5年度分を未申請の場合
令和6年5月31日までに、令和5年度分と令和6年度分の2年度分を申請
- ②令和6年3月31日までに令和5年度分を申請済の場合
令和7年3月31日までに、令和6年度分を申請

問合せ先 寝屋川市こども部子育て支援課 ☎072-838-0374

